

店舗名

売上高方式により申請する中小企業・個人事業主向け（新規開業特例）

協力金額の計算方法

- ① 店舗のある市町・時短した期間を記載してください。

店舗のある市町						
時短した期間	R3.10.1	から		まで		日間

協力金は10月1日から10月14日の全期間、県の要請に御協力いただいた場合、支給されますので時短した期間は「10月14日」を選択してください。ただし、対象期間中に「とちまる安心認証店」となった通常5時から21時まで営業していた飲食店等は、県の要請に応じ営業時間を短縮した期間分協力金を支給しますので、時短した期間は「とちまる安心認証店となった前日」を選択してください。

- ② 開店日及び開店日から時短営業開始日の前日までの売上高を記載してください。

開店日	
開店日から 時短営業開始日の前日までの売上高	円

- ・記載する売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。
- ・売上高は、「店舗における飲食業事業の売上高」を用いてください。

- ③ 1日当たりの売上高

= (開店日から時短営業開始日の前日までの売上高) ÷ (開店日から時短営業開始日の前日までの日数)

1日当たりの売上高	円
-----------	---

- ・1円未満の端数は切り上げとなります。

- ④ 1日当たりの協力金額

1日当たりの協力金額 =③(1日当たりの売上高) × 0.3	円
-----------------------------------	---

- ・計算の結果、75,000円を上回る場合は75,000円（上限）となります。
- ・計算の結果、25,000円を下回る場合は25,000円（下限）となります。
- ・千円未満の端数は切り上げとなります。

- ⑤ 協力金支給額 = ④(1日当たりの協力金額) × 日数

協力金支給額	円
--------	---

- ・協力金支給額は「1日当たりの協力金額 × 時短に応じた日数」です。

着色部分へ記載して下さい。

店舗名

売上高減少額方式により申請する大企業・中小企業等向け（新規開業特例）

協力金額の計算方法

① 店舗のある市町・時短した期間を記載してください。

店舗のある市町					
時短した期間	R3.10.1	から		まで	日間

協力金は10月1日から10月14日の全期間、県の要請に御協力いただいた場合、支給されますので時短した期間は「10月14日」を選択してください。ただし、対象期間中に「とちまる安心認証店」となった通常5時から21時まで営業していた飲食店等は、県の要請に応じ営業時間を短縮した期間分協力金を支給しますので、時短した期間は「とちまる安心認証店となった前日」を選択してください。

② 開店日及び開店日から時短営業開始日の前日までの売上高を記載してください。

開店日	
開店日から時短営業開始日の前日までの売上高	円

- ・記載する売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。
- ・売上高は、「店舗における飲食業事業の売上高」を用いてください。

③ 開店日から時短営業開始日前日までの1日当たりの売上高

= (開店日から時短営業開始日の前日までの売上高) ÷ (開店日から時短営業開始日の前日までの日数)

1日当たりの売上高	円
-----------	---

- ・1円未満の端数は切り上げとなります。

④ 令和3年10月の売上高を記載してください。

令和3年10月の売上高	円
-------------	---

- ・売上帳等の帳簿により記載してください。

⑤ 1日当たりの売上高減少額

= [③(1日当たりの売上高)] - (④令和3年10月の売上高 ÷ 31日)

1日当たりの売上高減少額	円
--------------	---

- ・1円未満の端数は切り上げとなります。

⑥ 1日当たりの協力金額 = ⑤ × 0.4 又は ③ × 0.3 のいずれか低い額

1日当たりの協力金額	円
------------	---

(⑤1日当たりの売上高減少額 × 0.4) 円

(③開店日から時短営業開始日前日までの1日当たりの売上高 × 0.3) 円

- ・計算の結果、200,000円を上回る場合は200,000円（上限）となります。
- ・下限はありません。
- ・千円未満の端数は切り上げとなります。

⑦ 協力金支給額 = ⑥(1日当たりの協力金額) × 日数

協力金支給額	円
--------	---

- ・協力金支給額は「1日当たりの協力金額 × 時短に応じた日数」です。

着色部分へ記載して下さい。